# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月14日

【発行者名】 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本間 義昭

【本店の所在の場所】 東京都杉並区和泉一丁目22番19号

【事務連絡者氏名】 藤井 恵子

【電話番号】 03-3323-6201

【届出の対象とした募集内国投資信託受 朝日Nvest グローバル バリュー株オープン

益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受 継続募集額 上限2,000億円

益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

#### 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

朝日Nvest グローバル バリュー株オープン

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

愛称として「Avest-E(エーベスト・イー)」という名称を用いることがあります。

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

委託会社である朝日ライフ アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。 委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

## (3)【発行(売出)価額の総額】

2,000億円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ http://www.alamco.co.jp/

フリーダイヤル 0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

## (5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)<sup>注</sup>を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

注:ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)をいいます。

#### (6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (7)【申込期間】

平成30年6月15日から平成30年12月13日までとします。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

## (8)【申込取扱場所】

取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ http://www.alamco.co.jp/

フリーダイヤル 0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

## (9)【払込期日】

取得申込者は、取得申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## (10)【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に支払うものとします。取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ http://www.alamco.co.jp/

フリーダイヤル 0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

## (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります(販売会社によっては、取り扱うコースがどちらか一方になる場合があります。また、コース名は販売会社により異なる場合があります。)。

取得申込金額には、利息はつきません。

日本以外の地域における発行は行っていません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度の受益権であり、社振法の規定の適用を受け、「(11)振替機関に関する 事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われます。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

# 第二部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

# (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。

# 商品分類・属性区分

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

#### ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
		株式
単位型投信	国内	債券
		不動産投信
	海外	その他資産
追加型投信		( )
	内外	資産複合

## ・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を除く)		
大型株	年2回			
中小型株		日本	ファミリーファンド	
債券	年4回			あり
一般		北米		( )
公債	年6回			
社債	(隔月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他債券				
クレジット属性	年12回	アジア		
( )	(毎月)			
不動産投信		オセアニア		
その他資産	日々	中南米		
(投資信託証券(株式))		アフリカ		
資産複合	その他	中近東		
資産配分固定型	( )	(中東)		
資産配分変動型		エマージング		

## <各分類および区分の定義>

## 商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来 の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が 実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が 実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

# 属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または信託約款において、主として株式に投資する投資信託 証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	グローバル (日本を除く)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の 資産(日本を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 マザーファンドということがあります。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

- (注1)上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。
- (注2)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
- (注3) その他の商品分類・属性区分の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

#### 信託金の限度額

2,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### ファンドの特色

朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式にグローバルな視点で投資し、 キャピタルゲインの獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。

当ファンドの特色は、当該マザーファンドの特色と同様ですので、「<参考>マザーファンドの特色」をご覧ください。

## <参考>マザーファンドの特色

朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンド

#### 世界の株式に投資

日本を除く世界各国の株式にグローバルな視点で投資し、キャピタルゲインの獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。

エマージング諸国の株式も投資対象としますが、投資割合はポートフォリオの30%以内とします。

#### ハリス・アソシエイツ社に運用を委託します。

バリュー株投資で評価の高い米ハリス・アソシエイツ社に、マザーファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限を委託し、同社の卓越した調査能力に基づき、銘柄選択を行います。

ハリス・アソシエイツ社(ハリス・アソシエイツ・エル・ピー)について

- ・ハリス・アソシエイツ社は、1976年にシカゴを本拠地として設立されました。
- ・バリュースタイルの運用に確固たる信念を持ち、すべての株式ファンドを一貫したバリューの哲学に基づき運用しています。
- ・運用資産1,403億米ドル(平成29年12月末)

## 厳選投資

企業訪問を含む企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチにより、フリーキャッシュフロー、利益成長の 潜在能力、業界における競争力、経営者の経営方針等から独自に評価した企業価値に対し割安な銘柄を発掘し、 厳選投資します。

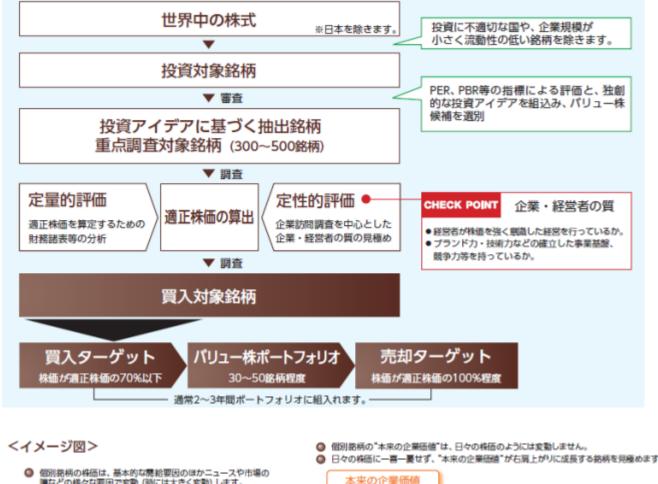
徹底した企業調査により銘柄を厳選し、投資銘柄数は30~50銘柄程度に絞り込みます。

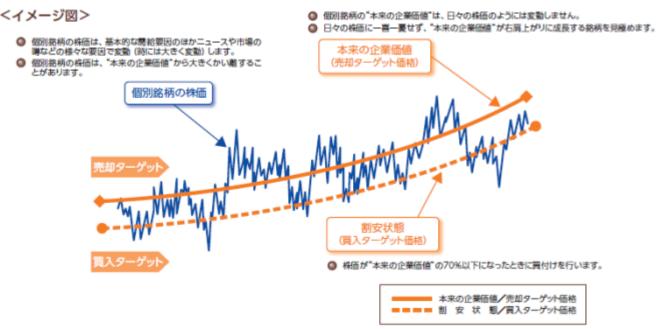
## 銘柄本位

国や業種などにはこだわらず、個別の銘柄選択の積み上げにより銘柄本位でポートフォリオを構築します。

## 為替

対円での為替ヘッジは、原則として行いません。 なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。





資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (2)【ファンドの沿革】

平成12年3月24日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

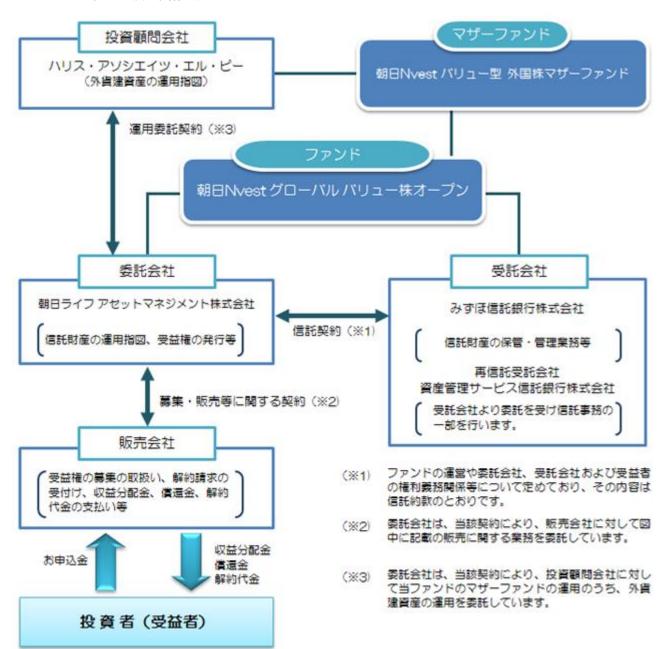
## (3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者から集めた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。 マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。



#### ファンドの仕組み及び関係法人



## 委託会社の概況

- 1)資本金の額(平成30年4月末現在) 30億円
- 2)会社の沿革

昭和60年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立

平成11年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更

3)大株主の状況(平成30年4月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2-6-1	32,000株	100.0%

### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

ハリス・アソシエイツ社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国株式にグローバルな視点で投資し、キャピタルゲインの獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

## (2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンドの受益証券および次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資する ことを指図します。

- 1)株券または新株引受権証書
- 2)国債証券
- 3)地方債証券
- 4)特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」と いいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6)資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいい ます。)
- 8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9)資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、主として有価証券に投資を行うものをいいます。)
- 14)投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社(E12447)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま す。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示 されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを 以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券 の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規 定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができ ます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4)手形割引市場において売買される手形
- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6)外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必 要と認めるときには、委託会社は信託金を前記 の1)から6)までの金融商品により運用することを指図するこ とができます。

## (3)【運用体制】

## 投資政策委員会

信託財産の具体的投資方針の決定

## グローバル戦略運用部

- ・当ファンドにおけるマザーファンドの組入 比率の決定・調整
- マザーファンドの運用状況についてのモニタリング

# 投資顧問会社

[ハリス・アソシエイツ・エル・ピー]

・マザーファンドの外貨建資産の運用

## パフォーマンスレビュー委員会

- パフォーマンス分析
- ・リスク分析
- 投資行動のチェック

(20名程度)

## コンプライアンス委員会

法令諸規則等の遵守状況の審査

(20名程度)

ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。 投資政策委員会においてファンドの具体的な投資方針を決定します。

グローバル戦略運用部および投資顧問会社において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 1) グローバル戦略運用部は、当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率の決定・調整を行います。
- 2)投資顧問会社はマザーファンドの外貨建資産の運用を行います。
- 3) グローバル戦略運用部は、常時マザーファンドの運用状況についてのモニタリングを行います。

パフォーマンスレビュー委員会(20名程度)でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会 (20名程度)で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンスレビュー委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等により構成され、経営の立場から適切 に管理・監督を行います。

受託会社等のファンドの関係法人(販売会社を除く)の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

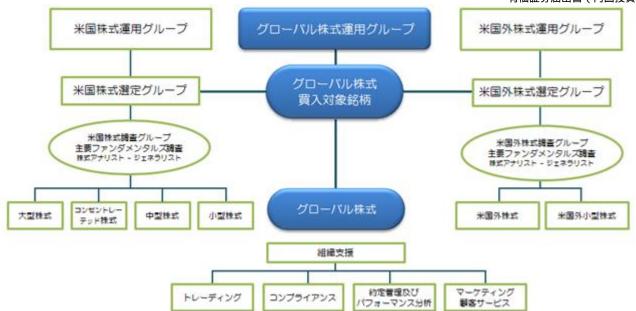
(注)委員会および部の名称等は変更される場合があります。

#### <参考>投資顧問会社の運用体制

マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社(ハリス・アソシエイツ社)の運用体制は以下のとおりです。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社(E12447)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)



グローバル株式運用グループが、マザーファンドのファンドマネジャーを担当します。

トレーディング、コンプライアンスおよび事務等については、各運用グループに共通の組織が担当します。 (注)グループ等の名称は変更される場合があります。

#### (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 1)分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、 信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益 を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分 配を行わないこともあります。
- 3)収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

#### 分配時期

決算日は、毎年3月16日(休業日の場合は翌営業日)です。

収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

#### 1)分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配 金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配 金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録さ れている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日ま でに支払いを開始します。

2)自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、 再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(注)将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### (5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- 1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。<信 託約款「運用の基本方針」2.(3)>
- 2)委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー ファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみ なした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。 <信託約款第19条第4項>

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 < 信託約款第19条第6項 > (以下3)、5)、6)、7)において同じ。)

- 3)委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。<信託約款第19条第5項>
- 4)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」ということがあります。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。<信託約款第21条第1項>

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見 書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図する ことができるものとします。 < 同条第2項 >

- 5)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。 < 信託約款第22条第1項 >
- 6)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。<信託約款第22条第2項>
- 7)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法 第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそ れぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1 項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の 時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社 債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超 えることとなる投資の指図を行いません。<信託約款第23条第1項>
- 8)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。〈信託約款第24条第1項〉

上記の信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。 < 同条第2項 >

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に 限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記5に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- 9)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所における

これらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。 <信託約款第25条第1項 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。<同条第2項>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 < 同条第3項 >

10)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。 < 信託約款第26条第1項 >

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。 ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 < 同条第 2項 >

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 < 同条第3項 > 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 < 同条第4項 >

11)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。<信託約款第27条第1項>

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 < 同条第2項 >

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 < 同条第3項 >

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 < 同条第4項 >

- 12)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の各号の範囲内で貸付の指図を行うことができます。〈信託約款第28条第1項〉
  - 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の 額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の 一部の解約を指図するものとします。 < 同条第2項 >

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。 < 同条第3項 >

13) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社 債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産によ り借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし ます。 < 信託約款第29条第1項 >

上記の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。 < 同条第2項 >

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。 < 同条第3項 >

14) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、 当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとしま す。借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。 < 信託約款第30条第1項、第4項 >

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。 < 同条第 2項 >

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。 < 同条第3項 >

- 15)外貨建資産(外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。)、預金その他資産をいいます。以下同じ。)への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。 < 信託約款第31条 >
- 16)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。 < 信託約款第32条第1項 >

上記の予約取引の範囲は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額と、信託財産にかかる為替の売予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。 < 同条第2項、第4項 >

上記においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 < 同条第3項 >

17) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。 < 信託約款第41条第1項 >

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。 < 同条第2項 > 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。 < 同条第3項 >

借入金の利息は信託財産中より支弁します。 < 同条第4項 >

- 18) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により 算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 < 信託約款第27条の2 >
- 19)前記1)から18)までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等 エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額 に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなっ

た場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよ う調整を行うこととします。 < 信託約款「運用の基本方針」2.(3)>

#### 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資 信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得 た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとしま す。

#### <参考>マザーファンドの概要

朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンド

以下「(3)投資制限」までにおいて、「ファンド」、「信託財産」および「信託期間」とは、マザーファンドのそれらをいいます。

#### (1)投資方針

#### 投資対象

日本を除く世界各国の株式に投資し、信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。

- 1)主として日本を除く世界各国株式にグローバルな視点で投資し、キャピタルゲインの獲得および配当等収益 の確保を目指して運用を行います。
- 2)運用にあたっては、運用委託契約に基づきハリス・アソシエイツ社に外貨建資産についての運用指図(米ド ルを対価とする円以外の通貨にかかる外国為替予約取引の指図を含みます。)に関する権限を委託します。
- 3)ポートフォリオの構築にあたっては、企業訪問を含め企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチによ り、フリーキャッシュフロー、利益成長の潜在能力、業界における競争力、経営者の経営方針等から独自に 評価した企業価値に対し割安な銘柄を発掘し、厳選投資します。
- 4)発行体の属する国別の投資割合は、次のとおりとします。

アメリカおよびカナダの合計 25% ~ 75%

上記以外の先進諸国(\*)の各国 0% ~ 30%

エマージング諸国(\*\*)の各国 0% ~ 10%

- (\*) オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ア イルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スイス、スウェー デン、イギリスとします。
- (\*\*) 先進国以外の諸国とします。
- 5) エマージング諸国の株式への投資合計割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 6)株式の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により、弾力的に変更を行うことがあ ります。
- 7)外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。なお、対米ドルでは、円以外の通貨 にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。
- 8)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されな い場合があります。

## (2)投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる 同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1)株券または新株引受権証書
- 2)国債証券
- 3)地方債証券
- 4)特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9)資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11)新株引受権証券および新株予約権証券
- 12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、主として有価証券に投資を行うものとします。)
- 14)投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22)外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの

なお、 1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち 1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 2)から 6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち 2)から 6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4)手形割引市場において売買される手形
- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6)外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金、を前記 の 1)から 6)までの金融商品により運用することを指図することができます。

## (3)投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。 < 信託約款「運用の基本方針」2.(3)>

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の 純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。 < 信託約款第10条第4項 >

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。 < 信託約款第10条第5項 >

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。〈信託約款第13条第1項〉

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。 < 信託約款第13条第2項 >

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第14条第1項〉

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。 < 信託約款第14条第2項 >

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。 < 信託約款第15条 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。 < 信託約款第16条第1項 >

上記の信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。 < 同条第2項 >

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新 株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記5に定めるものを除きます。)の行使により取得可 能な株券

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 < 信託約款第17条第1項 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 < 同条第2項 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 < 同条第3項 >

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。 < 信託約款第18条第1項 >

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。<同条第2項>

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。<同条第3項>

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 < 同条第4項 >

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。<信託約款第19条第1項>

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 < 同条第2項 >

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 < 同条第3項 >

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 < 同条第4項 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の各号の範囲内で貸付の指図を行うことができます。 < 信託約款第20条第1項 >

- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超え ないものとします。
- 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 < 同条第2項 >

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。 < 同条第3項 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を 売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れ た公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。 < 信託 約款第21条第1項 >

上記の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。 < 同条第 2項 >

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。 < 同条第3項 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。<信託約款第22条第1項、第4項>

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。 < 同条第2項 、

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。 < 同条第3項 >

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。 < 信託約款「運用の基本方針」2.(3)、第23条 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。 〈信託約款第24条第1項〉

上記の予約取引の範囲は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。 < 同条第2項 >

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。 < 同条第3項 >

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 < 信託約款第19条の2 >

前記 から までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこと とします。 < 信託約款「運用の基本方針」2.(3)>

## 3【投資リスク】

リスクに関する留意点

- 1)ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、 基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下 落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。
  - 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 3)ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 4)分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当 する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場 合も同様です。

ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

1)株価変動リスク

株式の価格(株価)が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

2) 為替変動リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落した場合(円高の場合)には、円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドでは、外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、日本円と日本円以外の通貨間の為替相場の変動により、基準価額が大きく変動することがあります。

3)信用リスク

発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

4)カントリーリスク

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

5)金利変動リスク

金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、ファンドの基準価額の変動要因となります。

6)流動性リスク

有価証券を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がないために売却することができない、あるいは 売り需要がないために購入することができない等のリスクをいいます。そのため保有有価証券の売却を行う 場合、市況動向や流動性、あるいはファンドの解約金額によっては、保有有価証券を市場実勢より低い価格 で売却しなければならないケースが生じる場合があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

7)ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

8)繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が当初設定口数の10分の1または10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

9) 為替取引の相手先に関するリスク

当ファンドでは、外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行いませんが、対米ドルでは日本円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。

外国為替予約取引を行う場合、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

10) その他の留意点

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変等により閉鎖されることがあります。

#### リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社は、運用委託契約に基づくガイドラインのとおりに運用が行われているかのチェックを行うほか、定期的にレポートを作成し、ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックします。

- 1)パフォーマンス評価とリスク管理
  - a.パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。
  - b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
  - c . グローバル戦略運用部へのフィードバックは、パフォーマンスレビュー委員会を通じて行っています。
  - d. グローバル戦略運用部は、常時のモニタリングおよび前記 c.の結果、必要に応じてマザーファンドの 外貨建資産の運用を行う投資顧問会社との調整を行います。
- 2)運用にかかわるコンプライアンスチェック
  - a.担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部 においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
  - b.マザーファンドの外貨建資産にかかる売買執行については、事後チェックを管理部が担当し、その チェック状況についてはコンプライアンス室に報告を行っています。

- c.コンプライアンス室においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d.コンプライアンス実践の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの実践に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス室に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。
- f. グローバル戦略運用部は、常時のモニタリングおよび前記 e. の結果、必要に応じてマザーファンドの 外貨建資産の運用を行う投資顧問会社との調整を行います。
- (注)委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

#### <参考>投資顧問会社のリスク管理体制

マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社(ハリス・アソシエイツ社)のリスク管理体制は以下のとおりです。

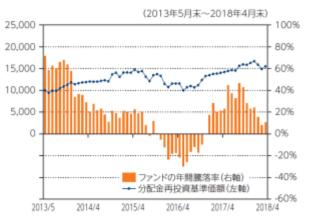
- 1)運用担当者によるチェック
  - a.運用担当者は、運用委託契約に基づくガイドラインに定められた事項にしたがって運用を行いますが、 個別銘柄の売買はすべてトレーダーを通じて執行されます。
  - b.売買執行後、運用担当者はポートフォリオの内容について分析を行い、ガイドラインに抵触していない かのチェックを行います。
  - c. 定期的に他のファンドの運用担当者がガイドラインのとおりに運用が行われているかどうかのチェックを行います。

#### 2) その他

- a. コンプライアンスにかかる体制整備として、投資顧問会社では、法務担当責任者(ゼネラル・カウンセル)のもとにコンプライアンス・オフィサーを配置しています。
- b.ブローカーの選定に際しては、知名度、取引実績および信用力等についての基準を設けています。
- c.投資顧問会社は、定期的にレポートを作成し、当ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックします。

# 〔参考情報〕

# ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は、上記5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 分配金再投資基準価額は、2013年5月末を10,000として指数化しています。

# ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように 作成したものです。
- ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※各資産クラスの指数
  - 日本株 · · · · · 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
  - 先進国株 · · · MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)
  - 新興国株 ・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
  - 日本国債 … NOMURA-BPI国債
  - 先進国債 ・・・ FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
  - 新興国債 · · · JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円 ベース)
  - (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。 なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮 したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディパーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)注を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。取得申込時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

注:ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。

## (2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年1.944%(税抜1.8%)注の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

注:ここでの税とは、信託報酬にかかる消費税等をいいます(以下の配分においても同じです。)。

信託報酬の配分およびそれを対価とする役務の内容は次のとおりです。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	年率1.10%(税抜)	年率0.60%(税抜)	年率0.10%(税抜)
100億円超 200億円以下の部分	年率1.00%(税抜)	年率0.70%(税抜)	年率0.10%(税抜)
200億円超の部分	年率0.95%(税抜)	年率0.75%(税抜)	年率0.10%(税抜)
役務の内容	委託した資金の運用の対価	運用報告書等各種書類の送 付、口座内でのファンドの 管理、購入後の情報提供等 の対価	

委託会社の報酬には、ハリス・アソシエイツ社への「朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンド」の運用指図権限委託報酬が含まれます。当該委託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に対し、年0.6%の率を乗じて得た額とします。

## (4)【その他の手数料等】

換金する受益者が負担する信託財産留保額として、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額が差し引かれ、信託財産に残されます。

信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立 て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用を役務の対価とする監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年 0.005%(税抜)<sup>注</sup>の率を乗じて得た額とします。ただし、年40万円(税抜)<sup>注</sup>を上限とします。監査費用は、監査 法人との契約等により変更になることがあります。

注:別途消費税等相当額がかかります。

ファンドの組入有価証券売買時に支払う手数料を役務の対価とする売買委託手数料、先物取引・オプション取

- 引・スワップ取引・金利先渡取引・為替先渡取引・外国為替予約取引に要する費用、公社債の借入れにかかる費
- 用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁しま
- す。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用
- は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 個別元本について

- 1)追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
  - 受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該 受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取 得する場合については、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等 で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両 コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。
- 3)受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金 (特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)とがあります。

#### 1)普通分配金

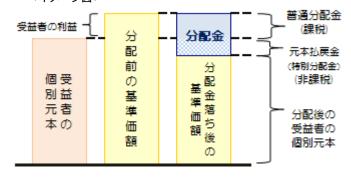
#### <イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別 元本と同額または当該受益者の個別元本を上回って いる場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金 となります。

#### 2)元本払戻金(特別分配金)

## <イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。 税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

#### 1)個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません。)または申告分離課税を選択すること もできます。

b. ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時の解約価額<sup>注</sup>および償還時の償還価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡益)は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

その税率は、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)です。

注:解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

#### c . 損益通算について

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等や特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

d.少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。NISA口座での損失と他の口座での配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 2)法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、15.315% (所得税および復興特別所得税)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

b.ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税および復興特別所得税)の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

c. 益金不算入制度の適用はありません。

確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金(解約)時および償還時における課税は行われません。

上記は、平成30年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 5【運用状況】

平成30年4月27日現在の状況を記載しています。

投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	投資国または地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	53,761,377,234	98.87
コール・ローン、その他(負債控除後)		614,306,057	1.13
合計(純資産総額)		54,375,683,291	100.00

# <参考>マザーファンドの投資状況

朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンド

資産の種類	投資国または地域	時価合計(円)	投資比率(%)
	アメリカ	46,019,778,937	52.28
	ドイツ	11,505,326,605	13.07
	スイス	10,568,779,199	12.01
##=#	イギリス	7,939,140,515	9.02
株式	イタリア	3,148,713,452	3.58
	オーストラリア	2,836,596,323	3.22
	南アフリカ	1,923,077,520	2.18
	オランダ	225,301,710	0.26
コール・ローン、その他(負債控除後)		3,860,110,698	4.39
合計(純資産総額)		88,026,824,959	100.00

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】

# 1)主要銘柄の明細

種類	銘柄	国 / 地域	数量	簿価 単価	簿価金額	評価 単価	評価金額	投資 比率
			(口)	(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
親投資信託	朝日Nvest バリュー型	日本	6 717 000 017	80.060	F2 702 072 F24	80.028	E2 764 277 224	98.87
受益証券	外国株マザーファンド	口半	6,717,820,917	80,060	53,782,973,521	00,020	53,761,377,234	90.07

#### 2)種類別投資比率

国内 / 外国 種類		投資比率(%)
国内	国内 親投資信託受益証券	
	合計	98.87

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# <参考>マザーファンドの投資資産

朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

# 1)主要銘柄の明細(評価金額上位30銘柄)

1)主要銘柄の明細(評価金額上位30銘柄)								
銘柄名	通貨	業種	数量	簿価単価	評価単価	投資		
種類 国/地	域┃			簿価金額	評価金額	比率		
			(株)	(円)	(円)	(%)		
DAIMLER AG-REG	ユーロ	自動車・自動車部品	526,500	9,029	8,609	5.15		
株式ドー					4,532,807,875			
ALLIANZ SE 株式 ド	ユーロ	保険	165,600	24,966	25,835	4.86		
株式ドク	(ツ			4,134,387,187	4,278,207,210			
LLOYDS BANKING GROUP PLC	英ポンド	銀行	42,713,600	100	99	4.79		
株式 イギ	リス			4,289,820,818	4,218,323,804			
BANK OF AMERICA CORP	米ドル	銀行	1,248,400	3,501	3,288	4.66		
株式アメ	Jカ			4,371,794,328	4,104,932,078			
ALPHABET INC-CL C	米ドル	ソフトウェア・サービス	35,725	125,242	113,728	4.62		
株式アメ	Jカ			4,474,279,249	4,062,946,161			
TE CONNECTIVITY LTD	米ドル	テクノロジー・ハードウェア	379,100	11,401	10,245	4.41		
株式アメ	Jカ	および機器		4,322,370,011	3,883,880,069			
CITIGROUP INC	米ドル	銀行	473,700	8,020	7,565	4.07		
株式アメ	Jカ			3,798,945,627	3,583,461,392			
GENERAL MOTORS CO	米ドル	自動車・自動車部品	848,600	4,139	4,183	4.03		
株式アメ	Jカ			3,512,268,419	3,549,386,183			
CREDIT SUISSE GROUP AG-RE	スイスフラン	各種金融	1,858,531	1,908	1,879	3.97		
株式スペ	(ス			3,545,929,209	3,492,514,285			
MASTERCARD INC-CLASS A	米ドル	ソフトウェア・サービス	173,800	19,787	19,482	3.85		
株式アメ	Jカ			3,438,960,179	3,385,936,145			
CNH INDUSTRIAL NV	ユーロ	資本財	2,426,900	1,460	1,297	3.58		
株式 イタ	リア				3,148,713,452			
INCITEC PIVOT LTD	オーストラリア	素材	9,036,106	314	314	3.22		
株式 オーストラ	リア ドル				2,836,596,323			
LAFARGEHOLCIM LTD	スイスフラン	素材	445,775	5,879	6,051	3.06		
株式 ス <sup>・</sup>	´ス			2,620,496,005	2,697,366,516			

ノー・・・・・・・ 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

				有価語	証券届出書 ( 内国	投資信
JULIUS BAER GROUP LTD	スイスフラン	各種金融	401,400	6,624	6,559	2.99
株式スイス	<u> </u>			2,658,695,700	2,632,960,661	
ORACLE CORP	米ドル	ソフトウェア・サービス	492,700	5,727	5,026	2.81
株式 アメリカ	וֹן			2,821,525,136	2,476,175,200	
INTERPUBLIC GROUP OF COS IN	米ドル	メディア	845,400	2,576	2,678	2.57
株式 アメリカ	,			2,177,992,184	2,263,965,560	
TRAVIS PERKINS PLC	英ポンド	資本財	1,122,700	1,989	1,955	2.49
株式 イギリス	<b>κ</b>			2,232,895,255	2,195,310,178	
LIBERTY GLOBAL GROUP-C	米ドル	メディア	566,100	3,477	3,422	2.20
株式 アメリカ	וֹן			1,968,516,513	1,936,945,965	
NASPERS LTD-N SHS	南アフリカ	メディア	72,800	27,952	26,416	2.18
株式 南アフリカ	<b>ランド</b>			2,034,941,507	1,923,077,520	
USG CORP	米ドル	素材	435,600	3,734	4,397	2.18
株式 アメリカ	וֹן			1,626,662,169	1,915,317,301	
CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	スイスフラン	耐久消費財・アパレル	167,600	9,374	10,417	1.98
株式 スイス	K			1,571,047,539	1,745,937,737	
BAYER AG	ユーロ	医薬品・バイオテクノロジー	133,800	12,238	12,887	1.96
株式ドイツ	/	・ライフサイエンス		1,637,620,405	1,724,259,540	
GRUPO TELEVISA SA-SPON ADR	米ドル	メディア	897,200	1,742	1,864	1.90
株式 アメリカ	וֹן			1,562,873,503	1,672,755,381	
NATIONAL OILWELL VARCO INC	米ドル	エネルギー	387,600	3,965	4,224	1.86
株式 アメリカ	וֹן			1,536,846,016	1,637,296,238	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIO	米ドル	資本財	421,600	4,044	3,755	1.80
株式 アメリカ	וֹן			1,705,274,286	1,583,141,306	
DIAGEO PLC	英ポンド	食品・飲料・タバコ	400,600	3,707	3,808	1.73
株式 イギリス	<b>κ</b>			1,484,968,597	1,525,506,533	
BAIDU INC - SPON ADR	米ドル	ソフトウェア・サービス	57,950	28,727	26,101	1.72
株式 アメリカ	וֹן			1,664,749,266	1,512,538,549	
TENET HEALTHCARE CORP	米ドル	ヘルスケア機器・サービス	584,800	2,712	2,546	1.69
株式 アメリカ	<u>ı</u>			1,585,907,424	1,488,706,646	
CARMAX INC	米ドル	小売	185,400	6,798	6,790	1.43
株式 アメリカ	<u> </u>			1,260,402,873	1,258,780,994	l
ARCONIC INC	米ドル	資本財	502,400	2,651	2,432	1.39
株式 アメリカ	<b>,</b>			1,331,683,546	1,221,808,666	

# 2)業種別投資比率

国内 / 外国	業種	投資比率(%)
	ソフトウェア・サービス	14.11
	銀行	13.53
	メディア	12.15
	資本財	10.36
	自動車・自動車部品	9.18
	素材	8.46
	各種金融	6.96
外国	保険	4.86
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.41
	耐久消費財・アパレル	2.67
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.96
	ヘルスケア機器・サービス	1.95
	エネルギー	1.86
	食品・飲料・タバコ	1.73
	小売	1.43
	合計	95.61

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

	純資産総額(円)		基準価額	頃(円)
			(1万口当たり)	の純資産額)
第9計算期間末	(分配付)	18,243,546,877	(分配付)	5,583
(平成21年3月16日)	(分配落)	18,243,546,877	(分配落)	5,583
第10計算期間末	(分配付)	24,733,774,318	(分配付)	9,043
(平成22年3月16日)	(分配落)	23,913,251,464	(分配落)	8,743
第11計算期間末	(分配付)	25,729,758,000	(分配付)	9,148
(平成23年3月16日)	(分配落)	24,885,961,867	(分配落)	8,848
第12計算期間末	(分配付)	28,591,245,078	(分配付)	9,491
(平成24年3月16日)	(分配落)	28,591,245,078	(分配落)	9,491
第13計算期間末	(分配付)	31,068,659,431	(分配付)	12,106
(平成25年3月18日)	(分配落)	28,502,193,068	(分配落)	11,106
第14計算期間末	(分配付)	45,845,875,121	(分配付)	13,982
(平成26年3月17日)	(分配落)	40,927,406,683	(分配落)	12,482
第15計算期間末	(分配付)	47,852,623,944	(分配付)	15,300
(平成27年3月16日)	(分配落)	43,473,821,104	(分配落)	13,900
第16計算期間末	(分配付)	42,032,783,239	(分配付)	11,290
(平成28年3月16日)	(分配落)	42,032,783,239	(分配落)	11,290
第17計算期間末	(分配付)	48,811,378,727	(分配付)	13,966
(平成29年3月16日)	(分配落)	44,267,753,039	(分配落)	12,666
第18計算期間末	(分配付)	54,848,747,976	(分配付)	14,067
(平成30年3月16日)	(分配落)	52,509,318,934	(分配落)	13,467
平成29年 4月末		47,879,879,769		12,688
5月末		48,453,050,806		12,847
6月末		49,363,195,528		13,053
7月末		50,201,721,901		13,252
8月末		50,087,721,017		13,167
9月末		53,157,634,272		14,126
10月末		54,217,236,448		14,428
11月末		54,442,227,279		14,337
12月末		56,323,678,460		14,740
平成30年 1月末		58,207,232,203		15,089
2月末		55,799,650,792		14,370
3月末		52,127,189,970		12,898
4月末		54,375,683,291		13,431
1/3/15		5.,0.0,000,201	<u> </u>	10, 101

# 【分配の推移】

		1万口当たりの分配額(円)
第9計算期間末	平成21年3月16日	0
第10計算期間末	平成22年3月16日	300
第11計算期間末	平成23年3月16日	300
第12計算期間末	平成24年3月16日	0
第13計算期間末	平成25年3月18日	1,000
第14計算期間末	平成26年3月17日	1,500
第15計算期間末	平成27年3月16日	1,400
第16計算期間末	平成28年3月16日	0

第17計算期間末	平成29年3月16日	1,300
第18計算期間末	平成30年3月16日	600

# 【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第9計算期間	自 平成20年3月18日	45.99
カッコー・昇知旧	至 平成21年3月16日	45.99
   第10計算期間	自 平成21年3月17日	61.97
内には、一	至 平成22年3月16日	01.37
   第11計算期間	自 平成22年3月17日	4.63
7311H <del>31</del> %)10	至 平成23年3月16日	1.00
   第12計算期間	自 平成23年3月17日	7.27
N2 1-11 3+ W1-3	至 平成24年3月16日	1.21
 第13計算期間	自 平成24年3月17日	27.55
215 - 5 4 1 2 1 2/31 - 3	至 平成25年3月18日	
   第14計算期間	自 平成25年3月19日	25.90
714 1 71 7031-3	至 平成26年3月17日	
   第15計算期間	自 平成26年3月18日	22.58
	至 平成27年3月16日	
】 第16計算期間	自 平成27年3月17日	18.78
215 - 5 4 1 2 1 2/31 - 3	至 平成28年3月16日	
 第17計算期間	自 平成28年3月17日	23.70
NE M   21 M21-2	至 平成29年3月16日	
   第18計算期間	自 平成29年3月17日	11.06
No . of 1 84 Wilei	至 平成30年3月16日	11.00

<sup>(</sup>注)収益率は、計算期間末日の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して計算しています。

# (4)【設定及び解約の実績】

1	期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	自 平成20年3月18日 至 平成21年3月16日	6,457,044,016	4,287,862,885
第10計算期間	自 平成21年3月17日 至 平成22年3月16日	4,142,518,635	9,467,400,528
第11計算期間	自 平成22年3月17日 至 平成23年3月16日	9,644,996,706	8,869,220,737
第12計算期間	自 平成23年3月17日 至 平成24年3月16日	6,842,084,509	4,843,694,697
第13計算期間	自 平成24年3月17日 至 平成25年3月18日	6,487,579,837	10,947,843,785
第14計算期間	自 平成25年3月19日 至 平成26年3月17日	19,939,918,545	12,814,792,588
第15計算期間	自 平成26年3月18日 至 平成27年3月16日	14,565,914,420	16,078,540,868
第16計算期間	自 平成27年3月17日 至 平成28年3月16日	13,611,959,772	7,658,512,731
第17計算期間	自 平成28年3月17日 至 平成29年3月16日	6,275,551,314	8,555,194,662

EDINET提出書類

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社(E12447)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第18計算期間	自 平成29年3月17日 至 平成30年3月16日	13,179,939,320	9,140,422,115
	至 平成30年3月16日		

# (参考情報)



(2018年4月27日現在)

# 基準価額・純資産の推移

# 基準価額 13,431円 純資産総額 543.75億円



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、設定当初の投資元本10,000円に設定 来の税引前分配金を再投資したものとして計算しています。(設定日:2000年3月24日) ※基準価額は信託報酬控除後です。

# ●分配の推移

決 算 期	分 配 金
2014年3月	1,500円
2015年3月	1,400円
2016年3月	0円
2017年3月	1,300円
2018年3月	600円
設定来累計	19,700円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

# 主要な資産の状況

マザーファンドの資産の状況を記載しています。

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

#### 資産別構成

	比率
株式	95.6%
その他資産	4.4%
合計	100.0%

## 組入上位10業種

順位	業種名	比率
1	ソフトウェア・サービス	14.1%
2	銀行	13.5%
3	メディア	12.1%
4	資本財	10.4%
5	自動車・自動車部品	9.2%
6	素材	8.5%
7	各種金融	7.0%
8	保険	4.9%
9	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.4%
10	耐久消費財・アパレル	2.7%

※業種はGICS(世界産業分類基準)に基づく 24産業グループによります。

#### 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国	業種名	比率
1	DAIMLER AG-REG	ドイツ	自動車・自動車部品	5.1%
2	ALLIANZ SE	ドイツ	保険	4.9%
3	LLOYDS BANKING GROUP PLC	イギリス	銀行	4.8%
4	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	銀行	4.7%
5	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.6%
6	TE CONNECTIVITY LTD	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.4%
7	CITIGROUP INC	アメリカ	銀行	4.1%
8	GENERAL MOTORS CO	アメリカ	自動車・自動車部品	4.0%
9	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	スイス	各種金融	4.0%
10	MASTERCARD INC-CLASS A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	3.8%

# ●年間収益率の推移



- ※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
- ※2018年は4月27日までの収益率を表示しています。
- ※ファンドにはベンチマークはありません。
  - ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

#### 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時<sup>注</sup>までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所が休場日の場合には、取得申込みの受付けは行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注:販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。

お申込み価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)注を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

注:ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款<sup>注</sup>」にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約<sup>注</sup>を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注:販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用 することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、 取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。 取得申込みの受付けが中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回で きます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準 価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとします。

#### 2【換金(解約)手続等】

<解約請求について>

解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時<sup>注</sup>までとし、 当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。

ただし、ニューヨーク証券取引所が休場日の場合には、当該解約請求の受付けは行いません。該当する日につい ては、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注:販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、そ の口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行 うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に したがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

ご解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.3%)を差し引いた額で す。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。

ご解約価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ

http://www.alamco.co.jp/

フリーダイヤル

0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に 支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、 解約請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受付けを取り消すことがあります。解約 請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただ し、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約 請求を受け付けたものとします。

## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一 般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額 (以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除して計算します。

当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

券

朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンド受益証 移動平均法に基づき、基準価額により評価していま す。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって 計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるも のとします。

# <参考>マザーファンドの主要投資対象およびその評価方法

株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引 所または店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、また は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。

#### 基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新 聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ http://www.alamco.co.jp/

フリーダイヤル 0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

## (2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会 社は受益証券を発行しません。

#### (3)【信託期間】

信託期間は無期限です。

「(5)その他 信託の終了(償還)」の規定により信託を終了させる場合があります。

## (4)【計算期間】

原則として、毎年3月17日から翌年3月16日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5)【その他】

信託の終了(償還)

- 1)委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が当初設定受益権口数の10分の1または10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2)委託会社は、1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3)2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4)委託会社は、3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1)の信託契約の解約をしません。
- 5)委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6)3)から5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3)の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9)受託会社がその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新たな受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と 合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその 内容を監督官庁に届け出ます。
- 2)委託会社は、1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3)2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4)委託会社は、3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1)の信託約款の変更をしません。
- 5)委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1)から5)までの規定に したがいます。

## 反対者の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成および交付

- 1)委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を毎決算時および償還時に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に交付します。
- 2) 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(http://www.alamco.co.jp/) に掲載します。
- 3)2)の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

# 関係法人との契約の更改

- 1)委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「信託の終了(償還)」に該当することとなった場合には解約されます。
- 2)委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売 会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。
- 3)委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および投資顧問会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

#### 信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会 社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管 理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

## 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から5営業日目まで)か ら、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に かかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配 金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記 録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増 加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとし ます。

#### 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日(以下「償還日」といいます。)後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から 5営業日目まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前 において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取 得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者と します。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの 信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振 法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合は、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものと します。

### 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、「第2 管理及 び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することが できます。

### 第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(平成29年3月17日から平成30年3月16日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 1【財務諸表】

【朝日Nvest グローバル バリュー株オープン】

### (1)【貸借対照表】

	第17期 (平成29年 3月16日現在)	第18期 (平成30年 3月16日現在)
 資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,445,748,969	3,065,513,035
親投資信託受益証券	43,912,556,425	52,382,973,521
流動資産合計	49,358,305,394	55,448,486,556
資産合計	49,358,305,394	55,448,486,556
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,543,625,688	2,339,429,042
未払解約金	115,549,348	76,139,390
未払受託者報酬	23,964,577	29,088,364
未払委託者報酬	407,397,823	494,502,176
未払利息	14,919	8,650
流動負債合計	5,090,552,355	2,939,167,622
負債合計	5,090,552,355	2,939,167,622
純資産の部		
元本等		
元本	34,950,966,837	38,990,484,042
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	9,316,786,202	13,518,834,892
(分配準備積立金)	65,736,397	2,044,183,996
元本等合計	44,267,753,039	52,509,318,934
純資産合計	44,267,753,039	52,509,318,934
負債純資産合計	49,358,305,394	55,448,486,556

### (2)【損益及び剰余金計算書】

		(十四・ロ)
	第17期 自 平成28年 3月17日 至 平成29年 3月16日	第18期 自 平成29年 3月17日 至 平成30年 3月16日
受取利息	14	-
有価証券売買等損益	10,454,347,389	6,220,417,096
営業収益合計	10,454,347,403	6,220,417,096
三世 三世 三世		
支払利息	408,296	863,639
受託者報酬	45,580,231	56,055,187
委託者報酬	774,863,987	952,938,115
その他費用	455,602	442,998
営業費用合計	821,308,116	1,010,299,939
営業利益又は営業損失( )	9,633,039,287	5,210,117,157
経常利益又は経常損失()	9,633,039,287	5,210,117,157
当期純利益又は当期純損失( )	9,633,039,287	5,210,117,157
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	726,940,916	880,617,025
期首剰余金又は期首欠損金()	4,802,173,054	9,316,786,202
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,239,473,003	4,714,194,704
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	1,239,473,003	4,714,194,704
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,087,332,538	2,502,217,104
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	1,087,332,538	2,502,217,104
分配金	4,543,625,688	2,339,429,042
期末剰余金又は期末欠損金()	9,316,786,202	13,518,834,892

### (3)【注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、基準価額により評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。

### (貸借対照表に関する注記)

第17期		第18期		
(平成29年 3月16日現在)			(平成30年 3月16日現在	Ξ)
1.信託財産に係る期首元本額、期中追加		1.	. 信託財産に係る期首元本額、期中追加	]
設定元本額及び期中一部解約元本額			設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	37,230,610,185円		期首元本額	34,950,966,837円
期中追加設定元本額	6,275,551,314円		期中追加設定元本額	13,179,939,320円
期中一部解約元本額	8,555,194,662円		期中一部解約元本額	9,140,422,115円
2.計算期間の末日における受益権の総数	34,950,966,837□	2 .	. 計算期間の末日における受益権の総数	38,990,484,042□
3.1単位(1万口)当たりの純資産額	12,666円	3 .	. 1単位(1万口)当たりの純資産額	13,467円
(1口当たりの純資産額)	(1.2666円)		(1口当たりの純資産額)	(1.3467円)

### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第17期		第18期	
項目	自 平成28年 3月17日		自 平成29年 3月17日	
	至 平成29年 3月	]16日	至 平成30年 3月	]16日
1.信託財産の運用の指		251,894,336円		307,963,068円
図に係る権限の全部				
または一部を委託す				
るために要する費用				
2.分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額	548,145,804円	費用控除後の配当等収益額	585,118,908円
	費用控除後・繰越欠損金補填	1,198,358,498円	費用控除後・繰越欠損金補填	3,744,381,224円
	後の有価証券売買等損益額		後の有価証券売買等損益額	
	収益調整金額	11,961,551,270円	収益調整金額	13,388,868,351円
	分配準備積立金額	2,862,857,783円	分配準備積立金額	54,112,906円
	当ファンドの分配対象収益額	16,570,913,355円	当ファンドの分配対象収益額	17,772,481,389円
	当ファンドの期末残存口数	34,950,966,837□	当ファンドの期末残存口数	38,990,484,042□
	1万口当たり収益分配対象額	4,741円	1万口当たり収益分配対象額	4,558円
	1万口当たり分配金額	1,300円	1万口当たり分配金額	600円
	収益分配金金額	4,543,625,688円	収益分配金金額	2,339,429,042円

### (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	#8 51	第17期	第18期
項目	期別	自 平成28年 3月17日	自 平成29年 3月17日
		至 平成29年 3月16日	至 平成30年 3月16日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人	同左
		に関する法律第2条第4項に定める証券投	
		資信託であり、信託約款に規定する運用	
		の基本方針に従い、有価証券等の金融商	
		品に対して投資して運用することを目的	
		としております。	

2.金融商品の内容およびその金融商品 に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。

同左

これらは、株価変動リスク、為替変動 リスク、信用リスク、カントリーリスク に晒されております。

目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、パフォーマンス およびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。

また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づ 同左 く価額のほか、市場価格がない場合には 合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

第17期 第18期 (平成29年 3月16日現在) (平成30年 3月16日現在) 1.貸借対照表計上額、時価およびその差額 1.貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2.時価の算定方法 2.時価の算定方法 (1)親投資信託受益証券 (1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載し 同左 ております。

41/88

(2)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価 と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。

#### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

第17期(自 平成28年 3月17日 至 平成29年 3月16日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	9,095,054,844	
合計	9,095,054,844	

### 第18期(自 平成29年 3月17日 至 平成30年 3月16日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	6,020,490,100	
合計	6,020,490,100	

### (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

第17期	第18期
自 平成28年 3月17日	自 平成29年 3月17日
至 平成29年 3月16日	至 平成30年 3月16日
該当事項はありません。	同左

### (4)【附属明細表】

### 第1 有価証券明細表

1)株式(平成30年 3月16日現在) 該当事項はありません。

### 2)株式以外の有価証券(平成30年3月16日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益	日本円	朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンド	6,541,166,994	52,382,973,521	
証券	日本円 小計	銘柄数:1	6,541,166,994	52,382,973,521	
		組入時価比率:99.8%		100.0%	
	合計			52,382,973,521	

<sup>(</sup>注1)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額の割合、および、合計金額に対する評価額の割合であります。

### 第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

# 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

### (参考情報)

当ファンドは、「朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、「朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンド」の状況は以下のとおりです。

「朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

#### 貸借対照表

(単位:円)

	(平成29年 3月16日現在)	(平成30年 3月16日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	550,820,028	3,024,630,504
コール・ローン	218,802,309	212,641,011
株式	72,604,318,508	83,330,516,324
派生商品評価勘定	152,224	-
未収入金	658,241,864	
未収配当金	106,598,894	79,499,286
流動資産合計	74,138,933,827	86,647,287,125
資産合計	74,138,933,827	86,647,287,125
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,248,728	-
未払金	106,013,044	-
未払利息	599	600
流動負債合計	107,262,371	600
負債合計	107,262,371	600
ー 純資産の部		
元本等		
元本	10,467,106,909	10,819,783,407
剰余金		
剰余金又は欠損金()	63,564,564,547	75,827,503,118
元本等合計	74,031,671,456	86,647,286,525
純資産合計	74,031,671,456	86,647,286,525
身債純資産合計	74,138,933,827	86,647,287,125

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社(E12447)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1.有価証券の評価基準及び評価方法 株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、監査対象ファンドの計算期間末日の金融商品取引所また |は店頭市場における最終相場 ( 最終相場のないものについては、それに準ずる価 額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており ます。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価 為替予約取引

方法

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、監査対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場の仲

値によって計算しております。

算基準

3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における監 査対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しており

ます。

4. 収益及び費用の計上基準

受取配当金

原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該

金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

為替差損益

約定日基準で計上しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

(平成29年 3月16日現在	Ε)	(平成30年 3月16日班	是在)
1.監査対象ファンドの期首における当		1. 監査対象ファンドの期首における当	í
該親投資信託の元本額、期中追加設		該親投資信託の元本額、期中追加設	ţ
定元本額及び期中一部解約元本額		定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	11,792,607,441円	期首元本額	10,467,106,909円
期中追加設定元本額	122,057,021円	期中追加設定元本額	858,885,479円
期中一部解約元本額	1,447,557,553円	期中一部解約元本額	506,208,981円
2. 元本の内訳		2.元本の内訳	
朝日Nvest グローバル バリュー株	6,208,652,362円	朝日Nvest グローバル バリュー株	6,541,166,994円
オープン		オープン	
ハリス グローバル バリュー株ファ	100,610,849円	ハリス グローバル バリュー株ファ	101,624,884円
ンド(年4回決算型)		ンド ( 年4回決算型 )	
	4,157,843,698円	ALAMCO 年金グローバル バリュー树	4,176,991,529円
ALAMCO 年金グローバル バリュー株		ファンド(適格機関投資家専用)	
ファンド (適格機関投資家専用)			
  3.監査対象ファンドの計算期間末日に	10,467,106,909□	3. 監査対象ファンドの計算期間末日に	10,819,783,407
おける受益権の総数		おける受益権の総数	
4.1単位(1万口)当たりの純資産額	70,728円	4.1単位(1万口)当たりの純資産額	图,082円
(1口当たりの純資産額)	(7.0728円)	(1口当たりの純資産額)	(8.0082円)

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額であります。

### (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1			有価証券	<u> </u>
期別	自 平成28年 3月17日	自	平成29年	3月17日
項目	至 平成29年 3月16日	至	平成30年	3月16日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人	同左		
	に関する法律第2条第4項に定める証券投			
	資信託であり、信託約款に規定する運用			
	の基本方針に従い、有価証券等の金融商			
	品に対して投資して運用することを目的			
	としております。			
	当ファンドが保有する金融商品の種類	同左		
に係るリスク	は、有価証券、デリバティブ取引、コー			
	ル・ローン等の金銭債権および金銭債務			
	であります。当ファンドが保有する有価			
	証券の詳細は「(有価証券に関する注			
	記)」に記載しております。			
	これらは、株価変動リスク、為替変動			
	リスク、信用リスク、カントリーリスク			
	に晒されております。			
	また、当ファンドは、信託財産に属す			
	る外貨建資金の受渡を行うことを目的と			
	して、為替予約取引を利用しておりま			
	す。			
	目論見書の記述に合わせて、主要なリ			
	スク項目を記載しております。			

同左

3.金融商品に係るリスク管理体制

信託財産の運用の指図に係る権限の一 部を委託しているハリス・アソシエイツ 社(以下、投資顧問会社という。)にお いては、運用委託契約に基づくガイドラ インに定められた事項にしたがって運用 を行い、売買執行後、ポートフォリオの 内容について分析を行い、ガイドライン に抵触していないかのチェックを行って います。また、投資顧問会社は、定期的 にレポートを作成し、当ファンドの運用 状況に関する情報を委託会社へフィード バックしています。

委託会社においては、パフォーマンス およびリスクの状況は社内で一元的に管 理しています。パフォーマンス評価およ びリスク管理を行う上での分析の基礎と なるデータは各種のリスクモデル等によ リデータベース化しています。 当ファン ドのリスク分析とパフォーマンスの要因 分析の結果は、運用責任者、経営陣を主 |要参加メンバーとするパフォーマンスレ ビュー委員会において報告され、運用計 画と運用成果との整合性を検証すること により、当ファンドの品質の維持管理に 努めています。

また、コンプライアンス部門におい て、信託約款や運用計画書の遵守状況な らびに執行・組入れに係る管理状況を審 査し、必要に応じて速やかに関連部門へ 注意・勧告を行っております。

4.金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づ ます。当該価額の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約 |額等は、あくまでもデリバティブ取引に おける名目的な契約額または計算上の想 定元本であり、当該金額自体がデリバ ティブ取引の市場リスクの大きさを示す ものではありません。

金融商品の時価には、市場価格に基づ く価額のほか、市場価格がない場合には「く価額のほか、市場価格がない場合には |合理的に算定された価額が含まれており||合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。

#### 金融商品の時価等に関する事項

(平成29年 3月16日現在) (平成30年 3月16日現在) 1.貸借対照表計上額、時価およびその差額 1.貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し 同左 ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社(E12447) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2.時価の算定方法

2.時価の算定方法

(1)株式

(1)株式

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載し 同左

ております。

(2)派生商品評価勘定

「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しており

ます。

(3)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務

(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価 同左 と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま

す。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成28年 3月17日 至 平成29年 3月16日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	13,478,478,032
合計	13,478,478,032

#### (自 平成29年 3月17日 至 平成30年 3月16日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	7,736,664,419
合計	7,736,664,419

### (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成29年 3月16日現在)

(単位:円)

区分    種類		±11.4分克百℃		□土/邢	±17/41+12 <del>\\</del>	
스카	作生来	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	
市場取引以外の	為替予約取引					
取引	買建	180,002,984	-	178,895,321	1,107,663	
	米ドル	139,592,259	-	138,343,531	1,248,728	
	ユーロ	33,557,750	-	33,697,379	139,629	
	英ポンド	6,852,975	-	6,854,411	1,436	
	売建	180,002,984	-	179,991,825	11,159	
	米ドル	40,410,725	-	40,407,157	3,568	
	スイスフラン	73,485,974	-	73,485,974	-	
	オーストラリアドル	66,106,285	-	66,098,694	7,591	
	合計	360,005,968		358,887,146	1,096,504	

時価の算定方法

為替予約取引

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社(E12447)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該 日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている 対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(平成30年 3月16日現在)

該当事項はありません。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

自 平成28年 3月17日	自 平成29年 3月17日
至 平成29年 3月16日	至 平成30年 3月16日
該当事項はありません。	同左

#### 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

1)株式(平成30年3月16日現在)

洛化	\$6+∓	<del>+/+ -+` */-</del>	評価額		
通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備考
k ドル	NATIONAL OILWELL VARCO INC	387,600	36.26	14,054,376.00	
	USG CORP	466,700	34.15	15,937,805.00	
	ARCONIC INC	502,400	24.24	12,178,176.00	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	410,200	37.05	15,197,910.00	
	GENERAL MOTORS CO	848,600	37.85	32,119,510.00	
	UNDER ARMOUR INC-CLASS C	376,700	13.83	5,209,761.00	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC	36,400	339.55	12,359,620.00	
	GRUPO TELEVISA SA-SPON ADR	897,200	15.93	14,292,396.00	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	845,400	23.56	19,917,624.00	
	LIBERTY GLOBAL GROUP-A	249,200	33.17	8,265,964.00	
	LIBERTY GLOBAL GROUP-C	566,100	31.80	18,001,980.00	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT INC	177,500	45.35	8,049,625.00	
	CARMAX INC	185,400	62.17	11,526,318.00	
	TENET HEALTHCARE CORP	584,800	24.80	14,503,040.00	
	BANK OF AMERICA CORP	1,207,300	32.10	38,754,330.00	
	CITIGROUP INC	473,700	73.34	34,741,158.00	
	ALPHABET INC-CL C	34,525	1,149.58	39,689,249.50	
	BAIDU INC - SPON ADR	65,750	262.71	17,273,182.50	
	CORELOGIC INC	164,800	45.99	7,579,152.00	
	MASTERCARD INC-CLASS A	173,800	180.95	31,449,110.00	
	ORACLE CORP	492,700	52.37	25,802,699.00	
	TE CONNECTIVITY LTD	366,800	104.51	38,334,268.00	
<b>ドドル 小計</b>	銘柄数:22	9,513,575		435,237,254.00	

1			ı	有価証券届出書(内国	投資信託
				(46,257,015,355)	
	組入時価比率:53.4%			55.5%	
ユーロ	CNH INDUSTRIAL NV	2,286,300	11.10	25,389,361.50	
	MTU AERO ENGINES AG	52,300	135.00	7,060,500.00	
	DAIMLER AG-REG	543,600	68.24	37,095,264.00	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	100,216	31.75	3,181,858.00	
	ALLIANZ SE	177,600	188.58	33,491,808.00	
ユーロ 小計	銘柄数:5	3,160,016		106,218,791.50 (13,894,480,116)	
	組入時価比率:16.0%			16.7%	
英ポンド	TRAVIS PERKINS PLC	1,122,700	13.07	14,673,689.00	
	DIAGEO PLC	433,100	24.36	10,552,481.50	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	49,817,700	0.66	33,278,223.60	
英ポンド 小計	銘柄数:3	51,373,500		58,504,394.10 (8,659,235,370)	
	組入時価比率:10.0%			(8,039,233,370)	
スイスフラン	LAFARGEHOLCIM LTD	503,775	53.18	26,790,754.50	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	176,600	84.80	14,975,680.00	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	1,858,531	17.26	32,078,245.06	
	JULIUS BAER GROUP LTD	401,400	61.32	24,613,848.00	
スイスフラン 小計	銘柄数:4	2,940,306		98,458,527.56 (10,997,817,528)	
	組入時価比率:12.7%	0.000.400		13.2%	
オーストラリアドル	INCITEC PIVOT LTD	9,036,106	3.80	34,337,202.80	
オーストラリアドル 小計	銘柄数:1	9,036,106		34,337,202.80 (2,840,373,415)	
	組入時価比率:3.3%			3.4%	
南アフリカランド	NASPERS LTD-N SHS	22,000	3,465.50	76,241,000.00	
南アフリカランド 小計	銘柄数:1	22,000		76,241,000.00 (681,594,540)	
	組入時価比率:0.8%			0.8%	
合言	†	76,045,503		83,330,516,324 (83,330,516,324)	

(注1)外貨建有価証券の種類別通貨計における()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券の邦貨換算額であります。

(注3)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額(邦貨換算額)の割合、および、合計金額に対する評価額(邦貨換算 額)の割合であります。

2)株式以外の有価証券(平成30年3月16日現在) 該当事項はありません。

### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(デリバティブ取引等に関する注記)取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、 記載を省略しております。

### 2【ファンドの現況】

# 【純資産額計算書】

### 平成30年4月27日

資産総額	54,604,067,820 円
負債総額	228,384,529 円
純資産総額( - )	54,375,683,291 円
発行済数量	40,485,465,149 🏻
1口当たり純資産額( / )	1.3431 円
(1万口当たり純資産額)	(13,431円)

### <参考>マザーファンドの現況

朝日Nvest バリュー型 外国株マザーファンド

### 平成30年4月27日

資産総額	88,039,228,519 円
負債総額	12,403,560 円
純資産総額( - )	88,026,824,959 円
発行済数量	10,999,537,554 口
1口当たり純資産額( / )	8.0028 円
(1万口当たり純資産額)	(80,028円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### 1. 名義書換の手続等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

#### 2. 受益者に対する特典

ありません。

#### 3.譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### 4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 7. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

資本金の額等(平成30年4月末現在)

1)資本金:3,000百万円

2)発行可能株式総数:64,000株3)発行済株式総数:32,000株

4)最近5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### 委託会社の機構

#### 会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

#### 投資運用の意思決定機構

1)ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかわる組織体および 権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

- a.ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資 環境分析を行い、これを踏まえて資産別(株式および債券)運用委員会を開催し、個別資産および各 プロダクトの投資戦略を決定します。
- b.投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。
- 2)運用各部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。
- 3)パフォーマンスレビュー委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令 遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。
- (注)委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびに受益権の募集または私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成30年4月27日現在、当社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	19	82,556
追加型株式投資信託	59	404,355
合計	78	486,912

#### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1.財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

#### 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

期別		第31期 (平成28年3月31日)		第32期 (平成29年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,990,510		3,024,087
有価証券			-		100,000
前払費用	2		50,353		51,940
未収委託者報酬			210,425		236,887
未収運用受託報酬	2		376,473		401,415
未収収益			24,933		26,371
繰延税金資産			72,608		60,225
その他			10,257		150
流動資産計			3,735,562		3,901,079
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	11,911		10,620	
器具備品	1	32,246	44,157	31,710	42,330
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		10,949	13,726	9,715	12,491
投資その他の資産					
投資有価証券		856,894		726,627	
関係会社株式		38,291		38,291	
長期差入保証金	2	37,435		36,900	
長期前払費用		-		5,824	
繰延税金資産		115	932,736	609	808,253
固定資産計			990,620		863,075
資産合計			4,726,182		4,764,155

(半位,十门)	(	単位	:	千円	)
---------	---	----	---	----	---

期別		第3 (平成28年		第32期 (平成29年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)					
流動負債					
預り金			22,349		109,360
未払金					
未払手数料		68,014		76,520	
その他未払金		50,111	118,126	19,964	96,484
未払費用	2		272,003		302,445
未払法人税等			69,956		23,851
未払消費税等			38,670		18,611
賞与引当金			134,046		138,907
流動負債計			655,152		689,660
負債合計			655,152		689,660
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		226,000		226,000	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		320,367	546,367	323,907	549,907
株主資本合計			4,070,367		4,073,907
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			663		587
評価・換算差額等合計			663		587
純資産合計			4,071,030		4,074,495
負債・純資産合計			4,726,182		4,764,155

# (2)【損益計算書】

期別			1期 7年4月 1日 3年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)		
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額	
営業収益						
委託者報酬		2,456,096		2,201,357		
運用受託報酬		1,581,752		1,600,923		
その他営業収益		208,938	4,246,787	190,936	3,993,217	
営業費用	1					
支払手数料			664,220		609,252	
広告宣伝費			18,696		14,372	
公告費			200		200	
調査費						
調査費		436,416		433,947		
委託調査費		1,465,543		1,327,756		
図書費		1,219	1,903,178	1,237	1,762,940	
営業雑経費						
通信費		2,859		3,016		
印刷費		9,644		9,719		
協会費		4,922		4,785		
諸会費		2,773		2,608		
その他営業雑経費		652	20,852	538	20,667	
営業費用計			2,607,148		2,407,434	
一般管理費	1					
給料						
役員報酬		82,480		83,633		
給料・手当		664,367		688,593		
賞与		57,235	804,083	24,797	797,024	
交際費			3,342		3,480	
寄付金			24,347		29,175	
旅費交通費			19,839		17,406	
租税公課			22,463		29,509	
不動産賃借料			102,142		100,454	
退職給付費用			40,781		40,837	
福利厚生費			116,674		114,233	
賞与引当金繰入			116,832		120,791	
固定資産減価償却費			20,798		19,521	
諸経費			98,114		91,063	
一般管理費計			1,369,420		1,363,498	
営業利益			270,218		222,284	
営業外収益						
受取配当金	1		41,730		39,415	
有価証券利息			6,507		3,907	

#### -有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

				有伽証夯油	出書(内国投資信託的
受取利息			51		19
受取賃借料			13,065		13,274
雑収入			416		985
営業外収益計			61,771		57,601
営業外費用					
雑損			1		0
営業外費用計			1		0
経常利益			331,987		279,885
特別利益					
投資有価証券売却益			273		1,647
特別利益計			273		1,647
特別損失					
固定資産除却損	2		184		640
投資有価証券売却損			-		562
特別損失計			184		1,202
税引前当期純利益			332,076		280,330
法人税、住民税及び事業税		104,965		64,867	
法人税等調整額		4,243	109,208	11,922	76,790
当期純利益			222,867		203,539

### (3)【株主資本等変動計算書】

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (単位:千円)										
株主資本							評価・換算差額等			
		資本	剰余金		利益剰余金	È				
	資本金	資本準	資本剰余	利益準	その他利 益剰余金	利益剰余	株主資本 合計	その他有 計価証券評 負価差額金	算差額等	純資産 合計
		備金	金合計	備金	繰越利益 剰余金	金合計	I			
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	297,499	523,499	4,047,499	1,390	1,390	4,048,890
当期変動額										
剰余金の配当					200,000	200,000	200,000			200,000
当期純利益					222,867	222,867	222,867			222,867
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								727	727	727
当期変動額合計					22,867	22,867	22,867	727	727	22,140
 当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	320,367	546,367	4,070,367	663	663	4,071,030

# 第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

第32期(自 平成28年	<u> 1 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)</u> (単位							位:千円)			
	株主資本							評価・換	算差額等		
		資本	剰余金		利益剰余金						
	資本金	資本準	資本剰余	利益準	その他利 益剰余金	利益剰余	株主資本 合計	その他有 評価・換 価証券評 算差額等		ايدما	
		備金	金合計	備金	繰越利益 剰余金	金合計	ī	価差額金	合計		
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	320,367	546,367	4,070,367	663	663	4,071,030	
当期変動額											
剰余金の配当					200,000	200,000	200,000			200,000	
当期純利益					203,539	203,539	203,539			203,539	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								75	75	75	
当期変動額合計					3,539	3,539	3,539	75	75	3,464	
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	323,907	549,907	4,073,907	587	587	4,074,495	

### 重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券
	償却原価法(定額法)
	(2)子会社株式及び関連会社株式
	移動平均法による原価法
	(3)その他有価証券
	時価のあるもの
	期末日の市場価格等に基づく時価法
	(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法 により算定)
	時価のないもの
	移動平均法による原価法

•	日间此为用山自(四里汉县山北
2. 固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産
	定率法(ただし平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年~24年、器具備品4年~15年であります。 (2)無形固定資産
	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金
	従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、 当期の負担額を計上しております。
4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨へ の換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度では、平成28年4月1日以後に建物附属設備を取得しておりません。そのため、当事業年度の計算書類への影響はありません。

### 注記事項

### (貸借対照表関係)

(単位:千円)

項目	第31期 (平成28年3月31日)	第32期 (平成29年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	35,795	37,085
器具備品	106,565	100,694
2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	5,995	5,995
未収運用受託報酬	4,305	4,310
長期差入保証金	39,651	39,651
未払費用	6,287	6,645

### (損益計算書関係)

項目	第31期 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	137,659	119,077
一般管理費	227,983	232,151

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	•	
受取配当金	41,310	39,270
2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	184	640

### (株主資本等変動計算書関係)

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

### 2.配当に関する事項

### (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250円	平成27年3月31日	平成27年6月24日

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250円	平成28年3月31日	平成28年6月29日

### 第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

### 2.配当に関する事項

### (1)配当金支払額

	決議	株式の種類	配当金の総額(円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
1	뷫28年6月28日 持株主総会	普通株式	200,000,000	6,250円	平成28年3月31日	平成28年6月29日

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250円	平成29年3月31日	平成29年6月23日

(単位:千円)

(単位:千円)

#### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業(委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務)、投資助 言・代理業(投資顧問契約に係る業務)及び投資運用業(投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務)を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式、投資信託、及び満期保有目的の債券が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

#### 第31期(平成28年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,990,510	2,990,510	-
(2)未収委託者報酬	210,425	210,425	-
(3)未収運用受託報酬	376,473	376,473	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	813,993	825,610	11,616
その他有価証券	42,901	42,901	-
(5)未払費用	272,003	272,003	-

#### 第32期(平成29年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	3,024,087	3,024,087	-
(2)未収委託者報酬	236,887	236,887	-
(3)未収運用受託報酬	401,415	401,415	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	809,207	815,570	6,362
その他有価証券	17,419	17,419	-
(5)未払費用	302,445	302,445	-

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、並びに(5) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

#### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成28年3月31日	平成29年3月31日
非上場株式	38,291	38,291

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

#### (注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	2,990,510	-	-	-
未収委託者報酬	210,425	-	-	-
未収運用受託報酬	376,473	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	-	612,628	-	-
(2)社債	-	-	-	-
(3) その他	-	201,364	ı	-
合計	3,577,409	813,993	1	-

### 第32期(平成29年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	3,024,087	-	-	-
未収委託者報酬	236,887	-	-	-
未収運用受託報酬	401,415	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	-	608,341	-	-
(2)社債	-	-	-	-
(3) その他	100,000	100,866	-	-
合計	3,762,391	709,207	1	-

### (有価証券関係)

### 1.満期保有目的の債券

第31期(平成28年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
	(1) 国債・地方債等	612,628	619,290	6,661
時価が貸借対照表計上額を	(2)社債	-	-	-

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社(E12447) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

i e				
超えるもの	(3) その他	201,364	206,320	4,955
	小計	813,993	825,610	11,616
	(1)国債・地方債等	1	-	-
時価が貸借対照表計上額を	(2)社債	-	-	-
超えないもの	(3)その他	-	-	-
	小計	1	-	-
合計		813,993	825,610	11,616

### 第32期(平成29年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
	(1) 国債・地方債等	608,341	612,480	4,138
時価が貸借対照表計上額を	(2)社債	-	-	-
超えるもの	(3)その他	200,866	203,090	2,223
	小計	809,207	815,570	6,362
	(1) 国債・地方債等	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を	(2)社債	-	-	-
超えないもの	(3) その他	-	-	-
	小計	1		-
合計	合計		815,570	6,362

### 2.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500 千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円)は、市場価格がな く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### 3. その他有価証券

第31期(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価	投資信託	21,990	23,693	1,703
を超えるもの	小計	21,990	23,693	1,703
貸借対照表計上額が取得原価	投資信託	19,955	19,207	747
を超えないもの	小計	19,955	19,207	747
合計	41,945	42,901	956	

### 第32期(平成29年3月31日)

(単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価	投資信託	7,600	8,924	1,324
を超えるもの	小計	7,600	8,924	1,324
貸借対照表計上額が取得原価	投資信託	8,972	8,495	476
を超えないもの	小計	8,972	8,495	476
合計	16,572	17,419	847	

### 4.事業年度中に売却したその他有価証券

### 第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	15,273	273	-
合計	15,273	273	-

### 第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	31,320	1,647	562
合計	31,320	1,647	562

### (デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

#### (退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

### 2. 退職給付費用の内訳

(単位:千円)

	第31期 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)
確定拠出掛金等	40,781	40,837

### (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

		(丰位・113)
	第31期	第32期
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
繰延税金資産		
(流動)		
未払事業税	6,281	4,517
未払事業所税	1,011	1,001
賞与引当金	50,888	41,797
未払役員報酬	233	104
未払法定福利費	7,478	6,304
未払寄付金	587	601
税務上の繰延資産	216	376
未払確定拠出掛金	1,029	1,090
未返還投資顧問料	1,404	1,154
未払監査費用	3,478	3,277
小計	72,608	60,225
繰延税金資産合計	72,608	60,225
(固定)		

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

•		
関係会社株式評価損	3,689	3,689
敷金	2,017	2,184
税務上の繰延資産	408	868
小計	6,114	6,742
評価性引当金	5,706	5,873
繰延税金資産合計	408	868
繰延税金負債		
(固定)		
その他有価証券評価差額金	292	259
繰延税金負債合計	292	259
繰延税金資産の純額	72,723	60,834

### 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

(単位:%)

	第31期 (平成28年3月31日)	第32期 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.06	30.86
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	1.64	1.86
永久に益金に算入されない項目	4.11	4.32
住民税均等割	0.69	0.82
評価性引当金の増減	0.05	0.06
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.59	0.00
法人税額の特別控除額	-	1.77
その他	0.04	0.11
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.88	27.39

### (持分法損益等)

(単位:千円)

	第31期 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	157,828	152,600
持分法を適用した場合の投資利益の金額	41,143	34,042

### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

#### 1. 当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

#### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

	第31期 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	21,217	20,672
増減額( は減少)	545	545
期末残高	20,672	20,127

#### (セグメント情報等)

#### 〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 〔関連情報〕

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

#### 2.地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判 定対象から除いております。

#### 第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

#### 2.地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判 定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕 該当事項はありません。

#### (関連当事者情報)

1.関連当事者との取引 親会社及び法人主要株主等

#### 第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						投資顧問契約	運用受託報酬	49,083	未収運用 受託報酬	4,305
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	126,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	に基づく資産 運用受託、役 員の兼任	出向者人件費 の支払、賃借 料・共益費支 払他	227,983	前払費用	5,995

### 第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						投資顧問契約	運用受託報酬	46,072	未収運用 受託報酬	4,310
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	126,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	に基づく資産 運用受託、役 員の兼任	出向者人件費 の支払、賃借 料・共益費支 払他	232,151	前払費用	5,995

- (注)1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3.営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

### 2.親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社(相互会社であるため上場しておりません)

### (1株当たり情報)

(単位:円)

項目	第31期 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)		
1株当たり純資産額	127,219.71	127,327.97		
1株当たり当期純利益	6,964.62	6,360.62		

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 (注)1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第31期 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	222,867千円	203,539千円
普通株主に帰属しない金額	•	-
普通株式に係る当期純利益	222,867千円	203,539千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 中間財務諸表

### (1)中間貸借対照表

		第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日)		
科目	注記 番号	内訳	金額	
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金			3,034,001	
有価証券			300,201	
未収委託者報酬			249,667	
未収運用受託報酬			448,859	
未収収益			21,963	
繰延税金資産			59,603	
その他			86,699	
流動資産計			4,200,996	
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	10,038		
器具備品	1	31,322	41,361	
無形固定資産				
電話加入権		2,776		
ソフトウェア		9,068	11,844	
投資その他の資産				
投資有価証券		426,714		
関係会社株式		38,291		
長期差入保証金		36,393		
長期前払費用		4,951		
繰延税金資産		258	506,609	
固定資産計			559,815	
資産合計			4,760,812	

			(単位:千円)		
		第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日)			
科目		内訳	金額		
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145,892		
未払金					
未払手数料		80,032			
その他未払金		86,223	166,255		
未払費用			307,538		
未払法人税等			44,872		
賞与引当金			75,333		
その他	2		32,391		
流動負債計			772,284		
負債合計			772,284		
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,000,000		
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000		
利益剰余金					
利益準備金		226,000			
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		237,450	463,450		
株主資本合計			3,987,450		
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			1,076		
評価・換算差額等合計			1,076		
純資産合計			3,988,527		
負債・純資産合計			4,760,812		

### (2)中間損益計算書

		(羊瓜・川丁)
		第33期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)
科目	注記 番号	金額
営業収益		
委託者報酬		1,314,361
運用受託報酬		723,789
その他営業収益		88,268
営業収益計		2,126,419
営業費用		1,346,663
一般管理費	1	669,516
営業利益		110,239
営業外収益	2	42,529
営業外費用		171
経常利益		152,597
特別利益		52
税引前中間純利益		152,649
法人税等		38,349
法人税等調整額		757
中間純利益		113,543

### (3)中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・換算差額等				
		資本	剰余金		利益剰余金	È				
	資本金	資本	資本剰余金	利益	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有 価証券評	評価・換 算差額等	純資産 合計
		準備金	合計	準備金	繰越利益 剰余金	合計	Ī	価差額金	合計	
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	323,907	549,907	4,073,907	587	587	4,074,495
当中間期変動額										
剰余金の配当					200,000	200,000	200,000			200,000
中間純利益					113,543	113,543	113,543			113,543
株主資本以外の項目 の当中間期変動額(純額)								489	489	489
当中間期変動額合計	-	-	-	-	86,456	86,456	86,456	489	489	85,967
当中間期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	237,450	463,450	3,987,450	1,076	1,076	3,988,527

# 重要な会計方針

要な会計方針	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)
	(2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
	(3) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法 により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属 設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年~24年、器具備品4年~15年でありま す。
	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、 当中間会計期間の負担額を計上しております。
4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨へ の換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換 算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(単位:千円)

# 注記事項

# (中間貸借対照表関係)

項目	第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	37,667
器具備品	106,327
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ金額的重要性が乏しいた め、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

# (中間損益計算書関係)

(単位:千円)

項目	第33期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)
1 減価償却実施額	
有形固定資産	6,214
無形固定資産	2,268
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	33,170
受取賃借料	7,571
有価証券利息	1,635

# (中間株主資本等変動計算書関係)

第33期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	1	32,000

# 2.配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250	平成29年3月31日	平成29年6月23日

### (金融商品関係)

第33期中間会計期間末(平成29年9月30日)

### 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	3,034,001	3,034,001	-
(2)未収委託者報酬	249,667	249,667	-
(3)未収運用受託報酬	448,859	448,859	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	706,808	710,170	3,361
その他有価証券	20,107	20,107	-
(5)未払費用	307,538	307,538	-

- (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
  - (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、並びに(5) 未払費用 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
  - (4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(注2) 非上場株式(中間貸借対照表計上額38,291千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを 見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び 投資有価証券」には含めておりません。

## (有価証券関係)

第33期中間会計期間末(平成29年9月30日)

1.満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	(1) 国債・地方債等	606,192	608,430	2,237
時価が中間貸借対照表計上額を	(2)社債	-	-	-
超えるもの	(3)その他	100,616	101,740	1,123
	小計	706,808	710,170	3,361
	(1)国債・地方債等	-	-	-
  時価が中間貸借対照表計上額を	(2)社債	-	-	-
超えないもの	(3)その他	-	-	-
	小計		-	-
合計		706,808	710,170	3,361

#### 2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### 3. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原	投資信託	9,600	11,561	1,961
価を超えるもの	小計	9,600	11,561	1,961
中間貸借対照表計上額が取得原	投資信託	8,955	8,546	408
価を超えないもの	小計	8,955	8,546	408
合計	-	18,555	20,107	1,552

## (デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

## (持分法損益等)

(単位:千円)

	第33期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)
関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	139,250
持分法を適用した場合の投資利益の金額	19,799

#### (資産除去債務関係)

第33期中間会計期間末(平成29年9月30日)

資産除去債務の変動の内容及び当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

当期首残高20,127千円増減額( は減少)272千円当中間会計期間末残高19,854千円

(注)当社は不動産貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務については負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

### (セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 〔関連情報〕

第33期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

#### 1.製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、中間損益計算書に記載しております。

### 2.地域ごとの情報

### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

# (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3.主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判 定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕該当事項はありません。

(1株当たり情報) (単位:円)

項目	第33期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	124,641.48
1株当たり中間純利益金額	3,548.23

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

# (注)1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第33期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)
中間純利益 (千円)	113,543
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益 (千円)	113,543
普通株式の期中平均株式数(株)	32,000

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で 定める行為。

#### 5【その他】

定款の変更等

- 1)委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

### <受託会社>

名称

みずほ信託銀行株式会社

資本金の額(平成29年9月末現在)

247,369百万円

#### 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社の概要

名称:資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額:50,000百万円(平成29年9月末現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づ

き信託業務を営んでいます。

### <販売会社>

名称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商 品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067	同上
安藤証券株式会社	2,280	同上
岩井コスモ証券株式会社	13,500	同上
エース証券株式会社	8,831	同上
SMBC日興証券株式会社	10,000	同上
株式会社SBI証券	48,323	同上
岡三オンライン証券株式会社	2,500	同上
岡三証券株式会社	5,000	同上
岡三にいがた証券株式会社	852	同上
カブドットコム証券株式会社	7,196	同上
極東証券株式会社	5,251	同上
ごうぎん証券株式会社	3,000	同上
株式会社証券ジャパン	3,000	同上
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	3,000	同上
髙木証券株式会社	11,069	同上
立花証券株式会社	6,695	同上
東海東京証券株式会社	6,000	同上
日産証券株式会社	1,500	同上
日本アジア証券株式会社	4,400	同上
ニュース証券株式会社	1,000	同上
PWM日本証券株式会社	3,000	同上
廣田証券株式会社	600	同上
フィデリティ証券株式会社	8,157	同上
フィリップ証券株式会社	950	同上
FFG証券株式会社	3,000	同上

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

松井証券株式会社	11,945	同上
マネックス証券株式会社	12,200	同上
丸八証券株式会社	3,751	同上
みずほ証券株式会社	125,167	同上
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	同上
水戸証券株式会社	12,272	同上
むさし証券株式会社	5,000	同上
<b>楽天証券株式会社</b>	7,495	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
株式会社イオン銀行	51,250	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北日本銀行	7,761	同上
株式会社紀陽銀行	80,096	同上
株式会社高知銀行	19,544	同上
株式会社西京銀行	20,431	同上
株式会社滋賀銀行	33,076	同上
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	同上
株式会社常陽銀行	85,113	同上
株式会社新生銀行	512,204	同上
スルガ銀行株式会社	30,043	同上
株式会社大光銀行	10,000	同上
株式会社第三銀行	37,461	同上
株式会社但馬銀行	5,481	同上
株式会社千葉興業銀行	62,120	同上
株式会社みずほ銀行	1,404,065	同上
株式会社南日本銀行	16,601	同上
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むととも に、金融機関の信託業務の兼営等に関 する法律(兼営法)に基づき信託業務を 営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	同上
東京海上日動火災保険株式会社	101,994	保険業法に基づき損害保険業を営んで います。
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	70,000	同上
京都信用金庫	12,442 (出資の総額)	信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注)資本金の額は、平成29年9月末現在を記載しています。

# <投資顧問会社>

名称

ハリス・アソシエイツ・エル・ピー

資本金の額(平成29年12月末現在)

3,773千米ドル(約426百万円)

(米ドルの円換算は、便宜上、平成29年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113円00銭)によります。)

事業の内容

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

<受託会社>

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

<販売会社>

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関 する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

<投資顧問会社>

委託会社から当ファンドのマザーファンドの運用指図(為替ヘッジを含む外貨建資産)に関する権限の委託を受 け、マザーファンドの運用指図を行います。

### 3【資本関係】

<受託会社>

該当事項はありません。

<販売会社>

該当事項はありません。

<投資顧問会社>

該当事項はありません。

### 第3【その他】

目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用するほか、ファンドの形態等を記載することがあります。 請求目論見書に信託約款の全文を掲載します。

目論見書に、以下の内容を記載することがあります。

- 1)金融商品取引法上の目論見書である旨
- 2)金融商品取引業者登録番号、設立年月日、運用する投資信託財産の合計純資産総額などの委託会社に関する 情報
- 3)請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に記載されている旨
- 4)目論見書の使用開始日
- 5)届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- 6)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- 7)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
- 8)購入に際しては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- 目論見書の別称として、「投資信託説明書」という名称を用いることがあります。
- 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- 目論見書の運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年6月22日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

臼倉 健司

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日Nvest グローバル バリュー株オープンの平成29年3月17日から平成30年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日Nvest グローバル バリュー株オープンの平成30年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は 当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月8日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

> 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

臼倉 健司

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

EDINET提出書類 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社(E12447) 有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。